

令和元年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

令和元年5月8日（水曜日）午前9時06分開議

- 日程第1 議長選挙
- 日程第2 議席の指定
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 副議長選挙
- 日程第6 常任委員の選任について
- 日程第7 議会運営委員の選任について
- 日程第8 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員選挙
- 日程第9 岡崎市額田郡模範造林組合議会議員選挙
- 日程第10 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙
- 日程第11 議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置について
- 日程第12 議会広報特別委員会委員の選任について
- 日程第13 第34号議案 幸田町監査委員の選任について
- 日程第14 第35号議案 幸田町税条例等の一部改正について
第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について
第37号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | |
|---------------|---------------|---------------|
| 1番 田 境 毅 君 | 2番 石 原 昇 君 | 3番 都 築 幸 夫 君 |
| 4番 鈴 木 久 夫 君 | 5番 伊 澤 伸 一 君 | 6番 黒 木 一 君 |
| 7番 廣 野 房 男 君 | 8番 藤 江 徹 君 | 9番 足 立 初 雄 君 |
| 10番 杉 浦あきら 君 | 11番 都 築 一 三 君 | 12番 水 野千代子 君 |
| 13番 笹 野 康 男 君 | 15番 丸 山千代子 君 | 16番 稲 吉 照 夫 君 |

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

- | | |
|--------------------------|-----------------|
| 町 長 成瀬 敦 君 | 副 町 長 大竹 広行 君 |
| 企 画 部 長 近藤 学 君 | 総 務 部 長 志賀 光浩 君 |
| 参事（税務担当） 山本 智弘 君 | 住民こども部長 牧野 宏幸 君 |
| 健康福祉部長 藪田 芳秀 君 | 環境経済部長 鳥居 栄一 君 |
| 企画部次長兼
企画政策課長 成瀬千恵子 君 | 人事秘書課長 稲熊 公孝 君 |

税 務 課 長 三 浦 正 義 君 住 民 課 長 夏 目 守 雄 君
こ ども 課 長 菅 沼 秀 浩 君 福 祉 課 長 山 本 晴 彦 君
産 業 振 興 課 長 鳥 居 靖 久 君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事 務 局 長 山 本 富 雄 君

○局長（山本富雄君） 皆さん、おはようございます。

議員各位には公私とも御多忙のところ、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の会議に先立ち、町長の挨拶をいただきます。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 皆さん、おはようございます。

新緑の香りがすがすがしい季節となりました。議員の皆さん方におかれましては、一般の町議会議員選挙後、初めての議会として本日ここに、令和元年第1回幸田町議会臨時会をお願いいたしましたところ、公私ともに大変御多用のところ御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

先般の幸田町議会議員一般選挙において御当選されましたことに対して、改めて心から祝意をあらわすとともに、今後の町政の発展と町民の福祉の増進のため、御活躍賜りますようお願い申し上げます。

本町の行財政運営に当たりましては、今もなお人口増加が続いている状況を踏まえ、限られた資源と資産を有効活用し、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組むとともに、まちづくりの基本方針であります第6次幸田町総合計画の6つの基本目標を中心に町の将来像として掲げました、みんなでつくる元気な幸田の実現に向けて邁進してまいります。議員の皆様方の適切な御指導、御助言を賜りながら、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

さて、本臨時会は、議会運営の基本となる役員の人事が中心であるわけですが、まずは新体制が円満に整うように願うものであります。本臨時会に私どもが提案させていただきます議案は、幸田町監査委員の選任についての人事案件1件、幸田町税条例等の一部改正についてを始めとする単行議案2件、令和元年度幸田町一般会計補正予算（第1号）1件、合わせて4件でございます。詳細につきましては、後ほど私から提案理由と、その概要につきまして説明をさせていただきます。慎重に御審議の上、議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上、臨時会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしくようお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○局長（山本富雄君） ここで理事者は退席をお願いします。

〔理事者 退席〕

○局長（山本富雄君） ただいまから本日の会議に入ります。

本臨時会は一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時議長の職務を行うことになっており

ます。出席議員中、都築一三議員が年長者でありますので御紹介申し上げます。

都築議員議長席へお願いします。

○臨時議長（都築一三君） ただいま紹介されました都築一三であります。

地方自治法107条の規定により、臨時議長の職務を行います。

何とぞよろしく願いをいたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、令和元年第1回幸田町議会臨時会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

開議 午前 9時06分

○臨時議長（都築一三君） 議事の進行上、仮議席の指定をいたします。

仮議席は、ただいま御着席の席を指定いたします。

日程第1

○臨時議長（都築一三君） 日程第1、議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をいたします。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（都築一三君） ただいまの出席議員は15名であります。

次に、開票の立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、足立初雄君、2番、伊澤伸一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、白票は無効といたします。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（都築一三君） 投票用紙の配付漏れはございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（都築一三君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（都築一三君） 異常なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。

それでは、仮議席1番議員から順次お願いをいたします。

〔投票〕

○臨時議長（都築一三君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（都築一三君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、開票を行います。

1 番、足立初雄君、2 番、伊澤伸一君の立ち会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（都築一三君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 15 票、有効投票総数 15 票、無効投票ゼロでした。有効投票中、稲吉照夫君が 15 票、満票を得られました。よって、稲吉照夫君が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖を解く〕

○臨時議長（都築一三君） ただいま議長に当選されました稲吉照夫君が議場におられますので、本席から会議規則第 33 条第 2 項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、議長席にお着き願います。

○議長（稲吉照夫君） おはようございます。

皆さんの御推挙によりまして、議長の要職につくこととなりました。御挨拶は後ほどさせていただきますことといたしまして、議事の進行に御協力のほどよろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 9 時 17 分

再開 午前 9 時 18 分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 2

○議長（稲吉照夫君） 日程第 2、議席の指定を行います。

議席は、議会規則第 4 条第 1 項の規定により、お手元に印刷配付の議席表のとおり指定いたします。

ここで暫時休憩といたします。

仮標柱をもって、議席の移動をお願いいたします。

休憩 午前 9 時 18 分

再開 午前 9 時 20 分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、議会を再開します。

日程第 3

○議長（稲吉照夫君） 日程第 3、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 120 条の規定により、本日の会議録署名議員を 1 番 田境毅君、2 番 石原昇君の御両名を指名いたします。

日程第 4

○議長（稲吉照夫君） 日程第 4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今回の臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第5

○議長(稲吉照夫君) 日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖をいたします。

[議場閉鎖]

○議長(稲吉照夫君) ただいまの出席議員は15名であります。

会議規則第32条第2項の規定により、開票立会人に1番、田境毅君、2番、石原昇君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。なお、白票は無効といたします。

[投票用紙配付]

○議長(稲吉照夫君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長(稲吉照夫君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、議席1番議員から順次お願いいたします。

[投票]

○議長(稲吉照夫君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

開票を行います。

1番、田境毅君、2番、石原昇君の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○議長(稲吉照夫君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数15票、有効投票15票、無効投票ゼロ。有効投票中、丸山千代子君15票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。よって、丸山千代子君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖を解く〕

○議長（稲吉照夫君） ただいま副議長に当選されました丸山千代子君が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長の御挨拶は後ほどいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議席の一部変更を行います。副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。

14番、丸山千代子君を15番に変更いたします。

日程第6

日程第7

○議長（稲吉照夫君） 日程第6、常任委員選任について、日程第7、議会運営委員選任について、以上2件を一括議題といたします。

なお、議長に就任した稲吉照夫議員は、規定により常任委員会委員を辞退する申し出がありました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前10時08分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員、議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。なお、議長、稲吉照夫は常任委員を辞退いたします。したがって、総務教育委員会は7名であります。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員、議会運営委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に各常任委員会、議会運営委員会で正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

まず、総務教育委員会委員長 足立初雄君、副委員長 伊澤伸一君。

次に、福祉産業建設委員会委員長 水野千代子君、副委員長 鈴木久夫君。

次に、議会運営委員会委員長 笹野康男君、副委員長 足立初雄君。

以上であります。

日程第8

○議長（稲吉照夫君） 日程第8、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員5名についての選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に稲吉照夫、丸山千代子君、水野千代子君、鈴木久夫君、黒木一君、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました稲吉照夫、丸山千代子君、水野千代子君、鈴木久夫君、黒木一君を蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました稲吉照夫、丸山千代子君、水野千代子君、鈴木久夫君、黒木一君は、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました稲吉照夫、丸山千代子君、水野千代子君、鈴木久夫君、黒木一君が議会におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選告知をいたします。

日程第9

○議長（稲吉照夫君） 日程第9、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員2名についての選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推せんにより行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に稲吉照夫、丸山千代子君、以上2名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました稲吉照夫、丸山千代子君を岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました稲吉照夫、丸山千代子君は、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました稲吉照夫、丸山千代子君が議場におられますので、本席から議会規則第33条第2項の規定による当選告知をいたします。



日程第10

○議長(稲吉照夫君) 日程第10、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員1名についての選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推せんにより行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推せんによることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員に稲吉照夫、以上1名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました稲吉照夫を愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました稲吉照夫は愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま当選しました稲吉照夫が議場におりますので、本席から会議規則第33条第2項の規定による当選告知をいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時18分

○議長(稲吉照夫君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

日程第11

○議長(稲吉照夫君) 日程第11、議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

13番、笹野君。

○13番(笹野康男君) 皆さん、改めましてこんにちは。

議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置についてであります。

幸田町議会会議規則第14条の規定により、上記議案を所定の賛成者とともに連署し提出します。

令和元年5月8日。

提出者、幸田町議会議員、笹野康男。

賛成者、幸田町議会議員、足立初雄、同じく田境毅、同じく石原昇、同じく藤江徹、同じく杉浦あきら、同じく水野千代子。

提案理由、議会活動の状況を広く町民に周知し、町政に対する理解と自治意識の高揚を図るため、必要があるからである。

議会広報特別委員会の設置に関する事項であります。

1、委員会の名称、議会広報特別委員会。2、委員の定数8名。3、付議事件、議会広報発行に関する事項。4、設置の期間、令和元年5月8日から付議事件の完了の日まで、閉会中も継続して行うものとする。

以上であります。

○議長(稲吉照夫君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、議会規則第55条及び第56条の規定により、1議題15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

議員提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいまの議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案どおり可決されました。



日程第12

○議長(稲吉照夫君) 日程第12、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時37分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、議会を再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、議会広報委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時38分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開します。

ただいま休憩中に議会広報特別委員会で正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会広報特別委員会委員長 丸山千代子君、副委員長 水野千代子君。

以上であります。

○議長（稲吉照夫君） ここで10分間休憩といたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時49分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に印刷配付のとおりですから、御了承願います。

ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので発言を許します。

総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、議案の差しかえについて説明させていただきます。

5月2日にお配りをいたしました、令和元年第1回幸田町議会臨時会議案目録と同議案関係資料であります。ただいまの休憩中に第34号議案にかかわります部分につきまして、差しかえ分をお手元にお配りさせていただきましたのでよろしく願いいたします。



日程第13

○議長（稲吉照夫君） 日程第13、第34号議案 幸田町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番、杉浦あきら君の退場を求めます。

〔10番 杉浦あきら君 退場〕

○議長（稲吉照夫君） 朗読は省略し、理事者の提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、第34号議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第34号議案 幸田町監査委員の選任についてであります。

議案関係資料は1ページから3ページでありますのであわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、大嶽弘委員の任期満了に伴い選任する必要があるからであります。

議案書の2ページをごらんいただきたいと思います。

本議案は、幸田町監査委員の選任につきまして、議会議員の中から選出いただき御同意を賜るもので、幸田町大字菱池字細井16番地1にお住まいで、昭和23年7月21日生まれの杉浦あきら氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案関係資料の1ページから3ページにありますとおり、杉浦あきら氏につきましては、昭和47年に名古屋市立大学薬学部を卒業後、日本アップジョン株式会社へ入社し、会社の合併により社名変更を経て、平成19年3月にファイザー株式会社を退職されました。そして、平成22年度に鷺田区長を務められた後、平成23年4月に幸田町議会議員になりました。

その後、福祉産業建設委員会委員長等の要職を歴任され、さらに平成29年5月から2年間、幸田町議会議長を務められ、先日の町議会議員選挙において当選され、3期目となり現在に至っておられます。したがって、予算の執行状況、施策の推進内容等を監査することにつきまして適任者として判断し、選任をさせていただくものであります。

以上、提案の理由を説明させていただきました。御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第34号議案の質疑を許します。

ありませんか。

以上で、第34号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(稲吉照夫君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第34号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(稲吉照夫君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第34号議案は、原案どおり同意することに決しました。

選任の同意がされましたので、10番、杉浦あきら君の入場を求めます。

[10番 杉浦あきら君 入場]

○議長(稲吉照夫君) ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長(稲吉照夫君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ここで、ただいま同意されました監査委員より御挨拶をいただきます。

10番、杉浦あきら君。

○10番(杉浦あきら君) 皆さん、こんにちは。ただいま監査委員の選任に当たり御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。

地方自治における監査の重要性を考えますと、その職務の重大さに身の引き締まる思いであります。近年の地方行政を取り巻く環境はさまざまな面で大変厳しいものがあり、社会経済情勢の変化に対応した地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行政運営の

実現が求められているところであります。そうした中、本町の行財政の適法性、効率性、有用性などの点について、細心の注意を払い、微力ではございますが、誠実、公正に監査の職務を行ってまいりたいと思います。

何とぞ、皆様の一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう心よりお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲吉照夫君） ありがとうございます。よろしく願いいたします。

日程第 1 4

○議長（稲吉照夫君） 日程第 1 4、第 3 5 号議案から第 3 7 号議案までの 3 件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、第 3 5 号議案及び第 3 6 号議案の 2 件につきまして、まず提案理由の説明をさせていただきます。

議案書 3 ページをお開きいただきたいと思います。

第 3 5 号議案 幸田町税条例等の一部改正についてであります。議案書関係資料は 4 ページから 3 3 ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。改正の概要につきましては、町民税の関係につきましては、第 2 6 条第 1 項第 2 号におきまして、子どもの貧困に対応するため、児童扶養手当の支給を受けている児童の父、または母のうち婚姻をしていない者、または配偶者の生死の明らかでない者、いわゆるひとり親を新たに個人住民税の非課税措置の対象とするものであります。施行期日は令和 3 年 1 月 1 日であります。

次に、第 3 2 条の 7、附則第 7 条の 4、附則第 9 条及び附則第 9 条の 2 におきまして、ふるさと納税制度の見直しにより、寄附金税額控除の申告特例の対象が、国が指定する地方公共団体の特例控除対象寄附金となることによる規定の整理であります。施行期日は令和元年 6 月 1 日であります。

次に、附則第 7 条の 3 の 2、第 1 項におきましては、消費税率引き上げに伴う所得税の住宅ローン控除の改正により、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 1 2 月 3 1 日までの間に、住宅を取得し居住を開始した場合に、住宅借入金特別控除の控除期間を 3 年間延長するものであります。施行期日は公布の日であります。

次に、固定資産税の関係につきましては引用条項の整理であります。施行期日は公布の日であります。

次に、軽自動車の関係につきましては、附則第 1 5 条の 2 及び附則第 1 5 条の 6 第 3 項におきまして、自動車取得税にかわり、本年 1 0 月から新たに開始される環境性能割りにおきまして、消費税率引き上げに伴う対応としまして、令和元年 1 0 月 1 日から令和 2 年 9 月 3 0 日までの間に取得した軽自動車の環境性能割りの税率を 1 %分軽減するものであります。施行期日は令和元年 1 0 月 1 日であります。

次に、附則第16条におきましては、環境性能割りの導入を契機に、グリーン化特例における令和4年度分及び令和5年度分の軽課の対象を自家用乗用の電気軽自動車等に限定するものであります。なお、現行制度は令和3年度分まで延長し、令和2年度分及び令和3年度分の軽課につきましては、平成30年度に新規取得した軽自動車に係るものと同様とするものであります。施行期日は、グリーン化特例を電気自動車等に限定することについては、令和3年4月1日、グリーン化特例の現行制度を令和3年度分まで延長することについては令和元年10月1日であります。そのほか、地方税法の改正などにおきまして、字句及び引用している条項を整理するものであります。施行期日は公布の日であります。

続きまして、議案書13ページをお開きいただきたいと思います。

第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案書関係資料は34ページ及び35ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思っております。

提案の理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い必要があるからであります。改正の概要につきましては、地方税法の改正などにおきまして引用している条項を整理するものであります。施行期日は公布の日であります。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

まず、初めに町の予算における会計年度の名称についてであります。国の取り扱いに倣いまして、改元日以降は当年度全体を通じて令和元年度とし、当年度予算の名称につきましても、令和元年度予算と表示するものとしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、第37号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第1号）につきまして、補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

また、議案関係資料につきましては、36ページでありますのであわせてごらんいただきたいと思っております。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出それぞれ9,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億5,600万円とするものであります。

それでは、まず歳入につきまして、補正予算説明書8ページからをごらんいただきたいと思っております。

55款国庫支出金につきましては、令和元年10月に予定されております消費税率の引き上げに伴う低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えすることを目的として、プレミアム付商品券事業を実施するに当たりまして、商品券の発行及び販売等を行う事務費として、プレミアム付商品券事務費補助金6,100万円、商品券の上乗せ分としてプレミアム付商品券事業費補助金3,500万円をそれぞれ新規計上するものでございます。

続きまして、歳出につきまして説明をいたします。

10ページをごらんいただきたいと思います。

40款商工費につきましては、商工振興費におきまして、プレミアム付商品券事業9,

600万円を新規計上するものであります。主な内容といたしましては、事業の事務に必要な時間外勤務手当として90万円。申請書や事業の啓発を行うためのチラシの印刷製本費等に要する経費として需用費160万円。対象者への申請書送付等に要する経費として役務費60万円。商品券の購入対象者抽出を行うための住民情報システム改修業務委託料として460万円。商品券の発行、販売及び換金等を行うためのプレミアム付商品券事業業務委託料として5,330万円。使用された商品券の上乗せ分の換金業務の依頼先に対して支払う負担金として3,500万円であります。

以上が、令和元年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。これで本臨時会に提案をさせていただきます単行議案2件と補正予算関係1件の説明をさせていただきます。慎重に御審議の上、御可決承りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで途中ではございますが、写真等もございますので、ここで昼食休憩といたします。

なお、写真撮影につきましては、第1委員会室で行います。11時25分から行いますので、よろしくお願いいたします。

会議は、午後1時から再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

休憩 午前11時20分

再開 午後 1時00分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質問の回数制限は行いませんのでよろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

始めに第35号議案 幸田町税条例等の一部改正についての質疑を許します。

質疑はありませんか。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回の地方税法等の改正でありますけれども、まず、町民税関係についてお尋ねをしたいと思います。

児童扶養手当を受けている児童の父母のうち、婚姻をしていない、いわゆる非婚、未婚のひとり親世帯に対して非課税扱いをするということでございますが、これは一定の前進であるというふうに思うわけであります。そこで、この対象者数と、それから影響額についてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） 今回の未婚のひとり親に対する非課税措置に対しまして、対象者数と影響額という御質問でございます。

まず、対象者でございますけれども、今回、児童扶養手当を受給されている方、こちらが全部で263人お見えになるわけでございますけれども、このうち未婚のひとり親に該当される方が14人お見えになります。14人にはありますけれども、この中で既に非課税でありますとか、今回、対象が合計所得金額135万円以下ということでございますので、そういった方を除きますと該当者は4人ということになります。あと、その影響額につきましては、この4人の方で均等割と所得割を合わせまして、10万7,500円を見込んでおるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回、このひとり親世帯に対しての非課税措置、これにつきましては、この条例の中にも所得が135万円以下ということが盛り込まれているわけですが、その中で対象となるのが4人ということになります。これが令和3年1月1日からということでございます。十分期間はございますので周知しながら、また、対象者も出てくるかというふうに思いますので、周知をしながらやっていくようお願いするものでございますが、その方法はどのようにしていくのか。例えば個人に対して通知をするということで行うのかどうなのかお尋ねします。

次に寄附金、いわゆるふるさと納税の関係でお尋ねしたいと思います。今回の特例控除の関係につきましては、国が認可性にしていくと認めたものに限ってふるさと納税の対象とするよというようなことが6月1日から始まるわけでございますが、その内容についてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） まず、今回の施行が令和3年1月1日ということで、これにつきましては、どのように通知していくのかという御質問でございます。

令和3年、また2年後ですけれども、令和3年としました理由につきましては、この個人住民税の非課税措置の対象を追加させていただくために納税義務者の方は非課税措置の対象となるかを判断するための情報を町として取得できるようにすることが必要になるということから、まずは令和2年の1月1日の施行になりますけれども、扶養親族申告書といったものにつきまして、単身児童扶養者に該当する記載事項を追加させていただきまして、該当するかどうかの確認をさせていただくことを考えております。これによりまして、またほかにも先ほど周知のほうもということでございますので、こちらのほう周知のほうもしっかりしてまいりたいというふうに思っております。

それから、ふるさと納税の今回のどういったものかというものでございますけれども、ふるさと納税につきましては、御承知かと思っておりますけれども、ふるさと納税制度自体につきましては、ふるさとや地方団体のさまざまな取り組みを応援する気持ちを形にする仕組みとして、平成20年度の税制改正によって創設されたものでございます。制度の創設から10年がたちまして、着実に実績は伸びてきておるわけで、地方公共団体がみずから財源を確保して、さまざまな施策を実現するための有効な手段となっておるところでございますが、一方で、問題点といたしまして、地方公共団体間の過度な返礼品競争がございます。こちらにつきましては、総務省ではこれまで技術的助言の範囲内におきまして見直しを要請してきたところでございますけれども、一部の地方公共団体におき

まして、これ以上の自発的な見直しが期待できないという状況が考えられるということで、国におきまして一定のルールの中で本来の趣旨に沿った形での運用ができるよう、ふるさと納税制度の見直しを行うこととなったというものでございます。

今回、特例控除の対象として指定されるものにつきましては、まず、寄附金の募集を適正に実施する地方公共団体であることということでございます。そして、返礼品を送付する場合につきましては、次のいずれも満たすことといたしまして、返礼品の返礼割合は3割以下とすること。それから、返礼品を地場産品とすることというふうに出回りの指定の対象というふうになっております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほど言われましたように、このふるさと納税につきましては地場産業、それから3割以下というような、こうした基準が改めて設けられ、そして、それを国が認めた場合に限り適用するというような適合する場合に対象となるというものでございますが、たまたまきょうの新聞を見ておりましたら、ほかの自治体の中で、カップヌードルで有名なところの、それを返礼品として国は認めないという、そういうようなことが出ておりました。ですから、幸田町におきましては、エアウィーヴが主にその一翼を担っているわけでございますけれども、この国の適合に幸田町の場合は十分認可できる内容となるのかどうなのか、その辺、町としての見通しというのはどのようになっているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 御心配をいただきましたふるさと納税の関係でございますが、議員言われましたように本町におきますふるさと納税の9割以上、95%程度がエアウィーヴの返礼品に対して寄附をいただいております。エアウィーヴにつきましては、町内に工場があるということで、なおかつ返礼品については、その価格、寄附額に対して3割以下で返礼をしておることですので、それについては国の基準に抵触するものではないということでありまして、今後も引き続き適正に執行するに当たって、国の指定は受けられるという見込みを持っているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 見込みであるわけです。今、5月。6月1日から施行でございますので、そうした点において、やはりこのふるさと納税の重要な財源と幸田町もしているわけでございますので、その辺がやっぱり見込めないとすれば、大変な減収となってくることも予想されるわけでございます。それで、これがきちんとオーケーとなる、そういう見込みじゃなくて確証があるのかどうなのか改めてお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 今回のこの国の指定を受けるための申出書を4月1日時点で国に対して申出書を提出しております。その時点におきましては、国の返礼品割合が29.1%、なおかつ町内での工場で生産されたもの、あるいは農地で生産されたものということで、地場産品というものに限って対応をしておることですので、現時点では指定を受けられるという見込みでおることしか言えませんけれども、ほぼいいというふうにご認識をしております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） いずれにいたしましても、この地場産品というのが、やっぱり1つのキーワードではなかろうかというふうに思うわけでありまして。きょうの新聞に載っていたところは地元の企業であるけれども、全国的に販売をしているから地場産品にはならないよということではねられたというようなことが載っておりました。エアウィーヴも幸田町で工場がありますけれども、全国展開、あるいは世界でも展開をしているものでありますので、寄附をいただいたわけでありまして。地場産品としてきちっと認められれば、これは幸いでありまして、やはりその辺は重々と注意しながらやっていただきたいなというふうに思います。

それから、次に軽自動車税関係についてお尋ねしたいと思っております。今回、消費税10%増税に合わせて、自動車取得税が10月に廃止をされる。それに伴って、この環境性能割というものが出てきたわけでありまして、そうしたところにおきまして、非常にこの軽自動車税が複雑になってきたなというふうに思うわけでありまして。まず、環境性能割、それから軽自動車税ということで、いろいろこの税率が変わってくるのじゃないかというふうに思いますが、条例の中にも金額も書いてあるわけですが、今回の改正によってどのように住民に対してかかってくるのかということでお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） 今回の税制改正におきまして、軽自動車税の関係につきまして、まず議員のおっしゃいます環境性能割、それからグリーン化特例の見直し、この2つがございます。環境性能割の臨時的軽減につきましては、本来は軽自動車につきましては非課税、1%、2%の3段階で自動車取得税というのを設けておったところがございますけれども、こちらにつきまして10月から環境性能割という名前に変わらしまして、これも町税に変わると。これまで交付金ということでしたけれども、環境性能割の町税という形になります。こちらにつきまして、幾ら町に影響するかということがございますけれども、これはもう概算でございますが、1%の軽減というのが、こちらにつきましては本年の10月1日から来年9月30日、令和2年の9月30日までの間に軽自動車のうち、自家用乗用車を取得した場合に、環境性能割の税率を1%分軽減するというものでございまして、こちらにつきましても概算ではございますけれども、軽自動車ですら約200万円の減収を見込んでおるところでございます。こちらにつきましては、国から地方特例交付金により全額補填がされるということでございます。

それから、グリーン化特例でございますけれども、こちら軽自動車税自体にグリーン化特例ということで、例えば軽自動車が今、1万800円であるわけがございますけれども、こちらにつきまして、排ガス基準等達成しているものにつきまして、例えば電気軽自動車でしたら75%の軽減、それから平成30年度、燃費基準を30%達成でしたら50%軽減、10%の達成でしたら25%の軽減という状況であるわけがございますけれども、こちらを2年間、令和3年まで2年間延長させた後、令和4年と令和5年度につきましては、75%軽減である電気軽自動車、天然ガス軽自動車、こちらのみとしまして、あとのものは軽減のほうをとりやめるというものでございます。

こちらにつきまして、適用対象となる台数、影響額でございますけれども、今回の改正によりまして、軽課がそのまま維持となります。自家用軽乗用の75%軽減、いわゆる電気軽自動車につきましては、2,700円のままで変更はございませんけれども、こちらのゼロ台、今現在、幸田町はございませんので、ゼロ台で全く影響はございません。

それから、50%軽減となる自家用軽乗用につきましては112台ございまして、これは31年度課税ベースで考えております。112台ございまして、影響額が60万4,800円。それから25%軽減となります。自家用軽乗用及び軽貨物、合わせて367台ございまして、こちらが95万4,900円でございます。合計で479台で、影響額は155万9,700円となります。よって、制度、この数字がそのまま令和4年、5年という形も同じ数字で行ったとしました場合に、令和4年、それぞれ5年、それぞれで年間約150万円程度、町の税につきましては増収になるという考えでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） いろいろと複雑になってくるわけでありましたが、従来の例えば、新たに取得した場合は、このようになるわけでございますが、従来、今まで何年か乗っていて、そうした場合は、この例えば前は13年以上経過した場合はそれぞれ税率が高くなっていくというような、そういうようなシステムでございましたけれども、今回、この軽自動車税につきましては、どのように変化していくのかというのをこの条例の中で示していただきたいなというふうに思うわけでございますが。見ても、ちょっと新しいこの場合がよくわからないのでございますので、その辺のところをもう少し具体的に説明がいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） グリーン化特例の重課の部分でございます。先ほど軽課の御説明をさせていただきましたが、重課につきましては議員のおっしゃいましたように、新車の新規登録から13年を経過しまして環境負荷の大きい軽自動車の税率を14年目の年度から課重するもので、自家用軽乗用の場合ですと1万800円が1万2,900円に。自家用軽貨物の場合は5,000円が6,000円になるものでございます。

今回、この流れでございますが、この重課につきましては引き続き行われていくということで、今回の附則の16条がこのグリーン化の分に当たるところでございます。今回、この16条につきましては3段階に分けてまして改正をしていくということになりまして、今回、こういう5条立ての中の3条という形にさせていただいておるところでございます。

まず、最初の1条の部分での16条につきましては、重課を平成31年度にまず限ったものとさせていただくというものでございます。といいますのも、軽自動車の重課につきましては、軽自動車税というものが次からちょっと名前が変わりまして、申しわけございません。ちょっとお待ちください。種別割ですね。種別割というふうになりますので、軽自動車税の種別割というふうになりますので、まず、第1条におきまして、16条は重課の平成30年に限ったものとするものでございます。

それから2条におきましては、今度はグリーン化、軽自動車の種別割の特例になりま

すので、そちらにおけます重課の規定を整備していくということでございまして、これがまたずっと、今後も今、期限決めておりませんので、今後も重課についてはかかってくるという形になります。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） そうしますと、今度、これから軽自動車税につきましては、環境性能割と、それから種別割、この2本立てで町税として納めなければならないという仕組みになるということで理解してよろしいかということでございますが、いかがでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） 現在は軽自動車税ということで、現在の種別に当たるものがかかります。環境性能割という部分につきましては、自動車取得税交付金という形でいただいておりますけれども、今後につきましては軽自動車税の中に種別割と環境性能割という2本立てになるということをお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 2本立ての税率が適用されるということになりますと、今までのその軽自動車税、いわゆる軽自動車を買ったとき、新車であろうと中古であろうと買ったときに今までは取得税が買ったときに納めていたわけでございますが、それが、今度は税として、町税として幸田町に納める仕組みということになるということで理解してよろしいかということが、まず1点と、それから今回の環境性能割の導入によって、この軽自動車税が住民の、いわゆる軽自動車というのは住民の足の確保につながるものがありますし、なくてはならないわけでございますが、この軽自動車税が今後、今までの税率よりもさらにアップして納めなければならないのか、それとも軽減になるのか、それについてお尋ねしたいのが2点目。で、幸田町にとっては今回の改正はどうなるのか、減収となるのか、それとも増収となるのか、それについてもお答えがいただきたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） まず、今回の環境性能割につきまして、これまで県の交付金という形で自動車取得税として、交付金として入っておったところでございますけれども、今回、町税となるわけでございますけれども、こちらにつきましては、引き続き、県のほうで徴収して、それが幸田町のほうに入ってくるという形になります。幸田町は県に対して、入ってきたものに対して、若干、手数料を翌年度にお支払いするという形になります。まずは県のほうが賦課徴収するという形になります。それから、2番目でございますけれども、今後、税がアップするのかどうかというのはちょっと済みません、私どものほうではわかりませんが、この国の基準に基づいて、私どもも進めていきたいと思っておりますというふうには、済みません、お答えができません。

それから、3番目の町にとってはこれは増収、プラスになるのかマイナスになるのかという御質問でございますけれども、軽自動車につきましても増収、要は車自体が販売がどれだけ伸びるかというのがやはり一番肝心なところかと思っております。この今回の税率だけで見ますと、私は増になるというふうには思っておりますけれども、先ほど申

しましたように軽減が電気軽自動車だけになりますので、そういった部分も含めれば、増になるかと思えますけれども、全体的に自動車の台数が落ち込むようでありますと、やはり税というのは下がってまいりますので、この辺も含めまして、今後の軽自動車の見通し、そういったものは今後またちょっと検討していく必要があるかなというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにごいませんか。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ふるさと納税の関係でありますけど、このふるさと納税につきましては平成20年度から平成27年度までの間、ちょっと調べますと、余り応募というのがなかった状況がありまして、100万円から600万円程度という状況が続き、平成28年度には1万2,316件で10億1,403万円ですか、収入があったと。翌年の29年は1万6,218件、16億6,759万円ですか、という多額な納入があったわけですが、この30年のまず決算見込みというのは今、どの程度見込んでみえるのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 平成30年度のふるさと納税の決算見込み額でございますけども、また後ほど報告をさせていただく機会もあるかと思えますけども、今現在で見込んでおります額が21億6,262万9,000円、21億6,262万9,000円を見込んでおるところでございます。件数的には2万6,900件という状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） ありがとうございます。

多額な過去最高の金額になっておると思いますが、これも先ほど言われたエアウイヴの商品が95%占めておるということで成り立っておると思いますが、聞くところによりますと、今、商品が2カ月待ちの状態がどうも続いておると聞いております。この2カ月待ちを決していいことではないのですが、それ以上待たせることも、またまずいかなと思うし、今後、どういうふうに展開されていくのか、常時にこういう金額を維持するということは2カ月待ちが当たり前、恒常的になってくるのかな、こんなことをちょっと危惧はしております。それと、この30年度の決算を今、お伺いしました21億6,262万9,000円が先ほどの2カ月待ちということも考え合わせると、この31年度の今年の決算もこの程度の金額になっていくのか、青天井知らずで持っていくのか。私としては、この30年度ぐらいがそのうちなるのかなという気はしますが、その辺見通しもあわせてお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 総務部長。

○総務部長（志賀光浩君） 済みません。先ほどの報告をさせていただきました金額については、決算見込みというよりも4月1日現在の状況でございますので、最終的な金額はもう少し伸びるということでございます。4月1日現在で先ほどの国に対しまして指定を受けるための申し出をしたときの金額でございます。それから、今後どうなるのかということでございますが、なかなか見通しはつかないわけですが、鈴木議員おっ

しゃるとおり、これからまたどんどん金額が青天井で上がっていくというふうな見込みは持っておりません。令和元年度の予算におきましては、一応、15億ということで見込んでおります。平成30年度の予算が20億に対しまして、令和元年度については15億ということで激しい競争あるかと思えます。そして、本町におきまして、先ほど申し上げましたように95%以上を占めておりますエアウィーヴについても他の市町がそれを売りにしてふるさと納税に取り組んでおるといふ状況もあるものですから、多少なりとも食い合いということもあると思えますので、厳しい、今の状況が維持できるというのはなかなか難しいかなというふうな見込みも持っております。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君の質疑は終わりました。

次に、9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 軽自動車の関係の附則の内容ですけど、丸山議員の質問を聞いておりましたがなかなかよくわからないんでお願いしたいのですが、資料の10ページの16条、附則の16条だと思のですが、この改正前の条文では初回に車両番号指定後14年を経過した月の属する年度以降の年度分、こういうふうに引っ張っておりますが、改正のほうは18年の3月31日までに、この車両番号を指定したものに対して、平成31年度分の軽自動車税に係るといふ、この31年度分というふうに明記をしております。計算すると13年目じゃないかなと思うんですが、これどういう、14年を経過したことになるんでしょうか。これどういう意味があつて、こういうふうに条文を変えたのかということについてわかりませんので説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） 18年の3月31日までに取得した車両について、翌年から税のほうがかかってくるわけでございますけれども、翌年から、19年度からかかってくるんですね。19、20、21、22、23、24、25、26、27、28、29、30、31年度が13年目でございます。翌、令和2年が14年目ということ。令和2年からは重課がかかってくるということになるかと思えます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 表に何も書いてないのは、改正前と同じ内容だというふうに思うんですが、この改正の条文ですと平成31年度分の軽自動車税に係る75条の規定ということですよ。これは、当分の間というふうになつてはるわけですが、これもちょっとよくわからないんですけど、13年度を経過したところで、この表でいきますと、一番上の略のところは数字は3,900も4,600円になってますよね。数字で行きますと。この3,600円のところを右欄に掲げる字句とするということは、4,600円にするという、そういうこれ条文じゃないのかなというふうに思うんですが。間違えてましたら指摘をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 答弁願います。

税務課長。

○税務課長（三浦正義君） この表のことでよろしかったですか。

済みません。ちょっとおかしい回答かもしれませんが、左側が従前のもので、これを重課によって右側に変えるというものでございますので、3,900といひますか、

3,900円のもの重課で4,600円になるということでございます。

済みません、回答になっているのかわかりませんが。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 取得して車検通ってから14年間を経過するまでは中欄といいますから、3,900円でしたよと。それが14年を経過した月の属する年度からは4,600円になりますよ。右欄に掲げる数字になりますよという、そういう条文だと私は解釈したわけでありましたが、改正のほうでは、今おっしゃったように私もそうなんです、数えると31年度分は13年目になるわけですね。本当1年繰上っちゃったということなんだと思いますが、繰り上がって一番上の段のところで、これ数字は書いてないのですが、3,900円が4,600円になるというふうに表にはあるわけですので、700円アップになるというふうに私は理解したわけでありましたが、そうなのかということがまず1つです。それから、この当分の間というふうに出たおの、どういうことなのか。31年度以降ずっと変更があるまでということなのではないでしょうか。それがちょっと読み取れないところでありまして説明をお願いします。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） 失礼いたしました。先ほどの18年3月、平成18年3月に購入したものとしまして、13年を経過した時点が平成31年の3月になります。ということで、平成31年の3月の時点が13年を経過した年で、次の4月1日時点で次の課税権が出てきますので、次の31年度につきましては、もう14年目ということで重課と。31年度からは重課になるという、14年目で重課となるということでございます。

当分の間というのは、次のまた規定が改正されるまでというふうに私は解釈をしておるところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 改正のほうは13年を経過した年度の属する年からと。改正前は14年度を経過した月の属する年度というふうに読めるんですが、そうじゃなくて、これは同じことを言っているのだよということなのではないでしょうか。もし、同じことを言っておるんだしたら、何で条文をわざわざ変えたのかということもちょっとわからないので、そこもお伺いしたかったのですが。当分の間というのは、この31年度以降ずっとということよろしいのでしょうか。もう一度お願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 税務課長。

○税務課長（三浦正義君） 当分の間につきましては、そうですね、当分の間、次の2条にもまたこれで16条、これは19ページになりますけれども出てくるわけでございますけれども、こちらにも当分の間というふうに書いてございます。この金額、税額の重課を例えば1万800円のを1万2,900円という金額にすることについては当分の間ということで引き続き、この金額とするということであるかと思っております。

それから、先ほどの改正前が14年を経過した起算して受けた月、当該時、軽自動車税が初めてその規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分。というのは、先ほど申しましたものと同じ考え方ですが、

ちょっと文章自体が変わっておりますので、ちょっとわかりにくいかと思っておりますけれども、というのは同じことでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ありますか。

5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） 児童扶養手当の関係で、26条の関係で若干補足質問させていただきます。先ほどの15番議員へのお答えでおおよそわかったわけですが、その回答の中で今回の措置では新たに4名の方が対象になってくるというお答えだったと思います。金額につきましても1人当たり3万円弱で、金額で言えばそれぐらいになってくるわけですが、ここで一つお伺いをしたいわけですが、非課税の措置ということにあえてされた、その思いの中には福祉の現場では結構非課税世帯に対する軽減措置ですとか助成措置があるわけございまして、主なものでどのようなものが今後この方々に該当になってくる可能性があるか把握をされておいたらお答えをいただけたらと思います。

○議長（稲吉照夫君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藪田芳秀君） 今、議員の方から非課税の措置にかかわるものとしたしまして、福祉の内容でということでありましたので私のほうからちょっと回答をさせていただきます。

確かに私どもが管轄しておるものの中におきましては、例えば国民健康保険におきましては条例減免における低所得者の減免適用、この部分には非課税という部分についての項目を加えております。また、後期高齢者福祉医療費の助成、あるいは介護保険におきましては、介護保険料の算定ですとか、介護保険利用料、こちらのほうにおきましてもかかわってくるものでございます。また、そのほか障害者福祉ですとか、保健医療、これ人間ドックの自己負担金の軽減とか、こういった部門及びそのほかの部署におきましても、さまざまな部分におきまして、この非課税という部分については影響があるというふうに考えているところでございます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君。

○5番（伊澤伸一君） ありがとうございます。この措置が、調べておりますと厚生労働省の長年の要望事項であって、ようやく実現をしたというようなことが書かれておる文書がございました。ということは、金額で補填をすれば結果は同じなんですけど、わざわざ非課税にされたということは、それぞれの世帯のあり方によって、非課税世帯に対する支援の仕方がいろいろな制度の、先ほど言われたように補われておることだと思います。ぜひとも、この非課税の扱いとされたという意味合いを考えて、漏れのないように、周知は先ほどしっかりやっていくということでもございましたけど、周知よりも適用のほうが重要だと思いますので、こちらをしっかりやっていくんだということでもぜひ進めていっていただきたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 副町長。

○副町長（大竹広行君） 新たに非課税世帯の拡大をしたということでもございます。該当者4名ということでもございますけれども、先ほど健康福祉部長のほうからも御答弁させていただいた主なものが国保なり介護などがあるわけでありまして、多くの部門に

影響することとなると思いますので、そこにつきましては町内において周知を図りまして、漏れのないように今後育てていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 5番、伊澤君の質疑は終わりました。

ほかに質疑ございませんか。

以上で、第35号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についての質疑を許します。

質疑ありませんか。

以上で、第36号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第37号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 今回のプレミアム商品券事業、ことし10月の消費税率10%への引き上げに対してに伴い低所得者、また、子育て世帯などを幅広く支援するものであるのかなというふうには思っています。プレミアム商品券の対象は住民税の非課税者と、また3歳未満児、2016年4月2日から2019年の9月30日生まれの子どものいる世帯というふうになっております。

購入の限度額は最大で2万円で、この場合は2万5,000円分の買い物ができるというふうになっております。この商品券は軽減税率の対象外の生活必需品の購入に充てることができるということでもありますし、また、消費税率引き上げの後の痛税感の緩和が期待されるということでもございます。この対象者となります人数、世帯等をそれぞれお聞かせを願ひたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） ただいまの議員の御質問でございますが、この当該の事業の総括的に所管をいたします産業振興課よりお答えさせていただきたいと思ひます。

まず、対象者につきましては、予算を計上させていただくに際しまして、まず、低所得者につきましては5,000という数字を見込んでございます。それから、2つ目の大きなものとして子育て世帯、こちらのほうでございしますが、こちらの子育て世帯につきましては、2,000人ということで想定して、計7,000人ということで今回の予算措置の試算をしております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 低所得者、非課税世帯が5,000人。また、子育て世帯が2,000人で、合計7,000人を予定しているということで、今回の補正額がそのようになっているというふうに思ひます。

限度額は2万円でございしますが、一括以外でも5,000円単位で分割購入できるというふうに思われますが、そのようになっているかどうかということもお聞かせ願ひたいというふうに思ひます。

これは、今、言われた5,000人と2,000人で約7,000人の、これは全額2万円の購入をした場合の予算額ということになっているのでしょうか。その辺について

も再度お聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 今の一つ目の御質問でございますが、重複するところもございまして、販売金額で最大で2万円で、金券面額で2万5,000円ということでございます。

議員言われたように、低所得者に配慮して、分割、いわゆる販売を可能としてございます。こちらも議員言われたように販売額で4,000円で、いわゆる1冊というのか、1枚買っていただくと、そこに金券面額として5,000円ということが決まっておりますので、最大で5回まで分割が可能ということでございます。それを予定しております。

それから、先ほどの想定した7,000人に対するの予算ですけども、こちらについては、7,000人の方が全て、いわゆる商品券を購入していただいて、全て使っていただくということを前提に試算をしております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） わかりました。全世界帯が、全人数が対象で予算化しているということでございます。これは全額国庫補助金ですので、それはそうなのかなというふうに思うわけでございます。

それと、今回の対象者への周知はどのようにされるのかなというふうに思います。先ほどの説明の中では需用費のほうでチラシの予算が載っているということでございますが、どのようなチラシをつくられて、御本人たちの対象者に周知をされるのかというのを聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） ただいまあった御質問の中の、まず周知の件でございますが、幸田町のホームページ、それから幸田町の広報等を通じて、この事業の周知に努めたいというふうに思っておりますが、特にこのホームページのほうですけども、今回、この業務の運営の一部を委託業者のほうへ、いわゆる委託発注を検討しております。その中で、このプレミアム付商品券事業の専用のホームページ、専用サイトですね。これを開設するよとといったようなことも仕様書のほうに盛り込んでいこうと今、想定をしておりますので、そういったことも利用していただけるのかなというふうに思っております。

それと、後はいわゆる現場での周知でございますが、当然、この商品券を使っただけの店舗が当然出てくるわけでございますが、そういった店舗への例えばポスターだとか、そういったものも考えて、あわせて周知してまいりたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） ホームページ等に専用の委託業者をお願いをして、専用サイトでPRするということでございますが、なかなか若い世代にはホームページ、要するには子育て世代にはホームページも見ることかなというふうに思いますが、どちらかというと高齢者、または低所得者の人たちがどのぐらいホームページを見ただけのことかなと

いうのも心配ではございますので、やはり対象者の人に関しては漏れのないように目につく形でのチラシをつくっていただきたいというふうに思います。

それから商品券のポスターというふうに周知する意味で目で見えていただくようなポスターということでございますが、このポスターも設置するというか、張り出す箇所にもよるのかなというふうに思いますが、これもしっかりとした皆様に目立つようなところに張っていただきたいというふうに思います。

それから、さっき言いました専用サイトですが、ホームページの、これはいつごろからスタートされるのかというのもわかってみえたらお聞かせを願いたいと思います。

それから、商品券の販売場所、また、販売期間はどれぐらいを予定されているのかをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 先ほどの周知の関係でございますが、まず、対象者の方につきましては、個別に、いわゆるその商品券の購入引きかえ券を送付させていただきます。そのときにあわせて、その中にいろんな周知する、させていただく資料を同封させていただくという格好もできるのかなというふうに考えてございます。

それから、現場のほうのポスターの関係ですけれども、お店のほうにつきましてはポスターだとか、あと専用のステッカー等も今、考えてございます。そういったものをわかりやすい店頭で張っていただくなりをお願いする。それから、役場だとか、そういったところについても、そういったポスターも張っていただけるというふうに考えております。

それから、あと、この販売の関係でございますが、今申し上げたように商品券の引きかえる引きかえ購入券、購入引きかえ券を送付させていただきます。そちらについては、今、こちらが考えているのは、町内の金融機関に行っていただいて、そこで例えば、最大お買い求めになるということであれば2万円を払っていただいて、2万5,000円のいわゆる金券を受け取っていただくという格好を考えてございますので、これが今後の業者との選定にも影響してきますが、その業者さんと、どこの金融機関さんが協力してやっていただけるかという部分がありますが、町内の金融機関等へ行っていただいて、いわゆる商品券を購入していただくというのを考えてございます。

それから、ちょっと戻りましたが、ホームページの関係ですけれども、こちらについても今申し上げましたように、業務委託をするという業者発注をする中に仕様として盛り込むことを今、想定しておりますので、業者が確定してから、それから役場サイドといろいろな打ち合わせをして、それからホームページへ出していくという形になりますので、ひと月、ふた月ぐらいはまだちょっとかかるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 対象者に対しては個別に引きかえ券を渡して、それを持って個人の方が、町内の金融機関、これもどこかもわからないが今後決めていくということで、そこで金券にかえていくということではございますが、金融機関だけであると、やはり、窓口が3時には閉まってしまうのではないかなというふうに思うわけがあります。

が、その辺について、そのほかにも金融機関ではなくて、そのほかにももう少し時間的に開設しているような、金券とかえられるような、そういう金券とかえる場所というのですか、そういうのっていうのは考えておられるのかというのをお聞かせを願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 済みません。先ほど一つ、販売の関係で期間をちょっと申し上げるのを忘れてしまいました。申しわけございません。期間については、いわゆる引きかえる期間と、購入引きかえ券と、それから商品券を引きかえる期間ということでございますが、早い方については9月、9月1日から1月末ということを考えてございます。9月1日から1月末の間に引きかえていただくということを考えてございます。

それから、金融機関でございますが、こちらについても当然金融機関のみというふうにすると、当然、議員言われたように窓口の時間が短いとか、当然あるかなというふうに思いますが、一応、町としては利用者想定が本当に難しい中で、個人情報も慎重に扱ってもらわなきゃいけないと。それから、そんなことがございますので、確実にこの商品券の引きかえ事務を実施していただくという意味で、今、町内の金融機関ということ限定をしたいというふうには考えてございます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 引きかえは金融機関でということではございますが、先ほどから言いましたように、時間的にも問題のある方もいるのかなというふうに思うわけでありまして。例えば、金券をいただいた、その方が代理人を立てて、その時間内に金融機関の開設している時間内に行っても引きかえが、代理人の委任状があればできるのかということ再度お伺いをいたしたいと思っております。

それから販売の期間でございますが、今、9月1日から1月末までということでございます。この有効期限というのは2020年の3月まで使えるわけですね。その金券を。ということは、1月末にもう締めてしまうと、まだ2カ月間、その金券が使える期間があるのかなというふうに思うわけではございますが、私としてはもう少し、2月以降でも金券が購入できるのかなというふうには考えておりましたが、その辺は1月末までで販売期間は終わってしまうということで考えていいのか再度お伺いを願いたいと思っております。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） まず、代理人でも、その引きかえができるのかということでございますが、こちらについては結論から申し上げますと可能でございます。ただ、国のほうの指導として、その引きかえる際に、最低限の本人確認をするのが必要じゃないかというふうな指導もいただいておりますので、例えば免許証等で、最低限の確認はさせていただきますことになろうかと思っておりますが、代理人の方が購入するのは可能というふうに考えてございます。

それから、先ほどの商品券の販売期間の関係で議員提案をいただいた件でございますが、ちょっと繰り返しになりますけれども、商品券の引きかえについては早い方で9月の頭から1月の末までということでありまして。逆に今度はおしりですけれども、最後の

終了のほうですけれども、金融機関、要するに使用していただいた店舗の方が、金融機関で最後換金等を当然するわけですが、その期間を3月のひと月、それから諸手続ですね、事務手続も含めたひと月を3月をひと月予定をしておりますので、使える、要するに利用期間といたしましては、10月の頭から、10月1日から。商品券と引きかえるのは9月の頭ですけれども、商品券を使えるのは10月1日からですね、2月の末まで。議員は先ほど3月まではというふうに言われましたけれども、今、町のほうで考えているのは2月の末までということで、この10月から2月までの5カ月間の中で使っていただくというふうなのを考えて、3月につきましては先ほど申し上げたように換金をさせていただきだとか、事務処理をさせていただきだとか、国のほうへ報告をするだとか、そういった期間に充てたいなというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 換金については代理人もいいということでございますので、わかりました。

それから、利用の期間ですが、私は3月末までというふうに思っておりましたが、それでは、そうではなくて、やはり使えるのは2月末までで、その後に店舗の方々がまた機関のほうへ行って、それを換金する、お金をいただくということでわかりました。ここに1カ月間のそういう月がかかるということでわかりました。理解はできました。

それから、もう一つ質問ですが、職員手当で時間外手当ということで、今回90万円の計上がされております。この90万円の人数とか内容というの、どういうことをやられるのかというのを内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） こちらの人件費の関係でございますが、こちらについてもまた大前提として国の補助の対象になるということでございます。今回、90万円ですね、計上させていただきました。こちらについては新規事業の推進に係る一般職員の人件費ということで、ただ、この事業に専属的な職員の手当ではないものですから、時間外手当のみということで計上をさせていただきました。これはもちろん想定でございますが、産業振興課の商工観光グループ、これを直接所管しますグループですけれども、こちらの職員を予定してございます。計算的には2,000円掛ける45時間掛ける10カ月ということで想定をさせて90万円ということで想定をさせていただきました。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 12番、水野、済みません。

産業振興課のほうで専門的に行っていただくということで、時間外手当ということで、仕事外に行くわけですが、2,000円掛ける45掛ける10カ月ということでございますが、この辺についての仕事の内容を少しわかりましたらお聞かせを願いたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 事業の内容につきましては、まず大きなものとして産業振興課で直接所管しますが、この事業の先ほど申し上げた業務を委託発注していくということが考えられますとなると、まず、これに向けた事務が少しふえてくるのかなとい

うふうに思っております。これが、例えば業者発注ができますと、じゃあ全て業者さんお任せかというところじゃありませんので、そちらについて事あるたびに、この業者との打ち合わせだとか、そういったものを含みながら、その事務処理も当然発生をしてくると。それから、国のほうから年度内にこの事業は完了をなささいというふうで指導もいただいておりますので、そういった国だとか県へのいろんな報告だとか、そんなことも今後出てくるのかなと、こんなことも考えております。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君。

○12番（水野千代子君） 大体内容的なものはわかりました。本当にこのプレミアム商品券は一番初めに申しましたように軽減税率の対象とならない生活必需品の購入にも当たられるわけでございますし、また、家計の下支えとして地域の消費喚起が、これも期待されるものでございますので、全対象者が無事にこの恩恵が受けられるように、また地域の消費喚起も行っていただけるように期待をして質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 今、議員、おっしゃっていただいたように、国から指導も、国、それから県からも御指導もいただいておりますので、それに従って確実に進めてまいりたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

○議長（稲吉照夫君） 12番、水野君の質疑は終わりました。

質疑の途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

質疑のある方は。

4番、鈴木君。

○4番（鈴木久夫君） 今回のプレミアム商品券というのは、実質的には還元額が1人当たり5,000円ということだと思いますけれども、これは低所得者層の救済だとか、子育て世帯の支援策、また消費税の対策というようなことではありますけれども、私の個人的な考えではありますけれども、少しインパクト的には弱い内容があるなど。それが国がお決めになったことですので、幸田町としては粛々とやっていくしかないわけですが、こういった国の示す基準によって今後実施の準備に向けて業務委託関係の仕様書等も作成されていくと思います。それで、先ほど水野議員から大体質問が出まして、理解しましたが、1点だけ質問をさせていただきたいと思っておりますのは、引きかえ券を対象者に今のところマックス7,000人ですよね。2,000人の子育て世帯と5,000人の非課税者世帯に送るということでもありますけれども、私の調べたところでは、この引きかえ券自体が申請書が要するという、もう一つステップがあると思うんですね。で、子育て世帯の関係は住民システムの中で自動的にわかりますので、引きかえ券を直送するということですが、非課税世帯については申請書を出して引きかえ券を取得し、それからプレミアム商品券を購入するという、そういう段取りになっておると理解して

おりますけれども、実は先ほど答弁されたように全てが引きかえ券をお渡しするシステムが私も望むところではありますけれども、その辺の今後の実際にはどういう扱いになっていくかという点だけお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 今、議員言われた引きかえ券の関係でございますが、議員おっしゃったとおり、まず、子育て世帯のほうにつきましては、こちらのほうで対象者を抽出いたしまして、そこへ直接引きかえ券を郵送させていただくということでありますので、途中のステップ等はございません。

もう一つのほうの低所得者のほうにつきましては、こちらのほうにつきましても町のほうで対象者を抽出後、所管課のほうから、この商品券の購入希望申請といったものを御案内をさせていただいて、その後に引きかえ券を送付するというステップが一つ入ってくるということでございます。

○4番（鈴木久夫君） 質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 4番、鈴木君の質疑は終わりました。

ほかの方は。

9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 全国的には対象者が5人に1人ぐらいというふうに、5軒に1軒といった世帯が対象だというふうに聞いておりますけど、今回7,000世帯ですか、ということはこの我が幸田町は非常に率が高いのかなというふうには思っておるわけですが、この人数は現在どういうふうに拾われたのか。システム的には、性質的には、今回460万円ですか、この費用でシステムを改修してする、そのシステムで拾うというふうになっておると思いますけども、その辺ちょっと拾われた経過をお願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 今回、この予算を取りまとめさせていただいた産業振興課といたしましては、所管課のほうに概算で数字を出していただいて今回のそれぞれの金額を計上させていただいたということでございます。

当然、前年度の数字だとか、そういったものから拾っていただいたのかなというふうには思っておりますけれども、予算を計上するといった意味合いでは、各それぞれの所管課から上がってきた数字について積算をして今回上げさせていただいたということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） そういうことで国への申請の資料として概算でやったということだと思いますが、国のほうからは、この9,600万円の内示というのか、どんなような形で来ておるのでしょうか。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 国のほうでございますが、まだ国のほうへ対する、例えば交付申請だとか、内示だとか、概算要求だとか、そういったものについてはまだ動きはまだ起こしてございません。

- 議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。
- 9番（足立初雄君） そうしますと、これは町がつくったということで、国のほうへはまだ何もアタックはかけてないという状況ということなんでしょうか。
- 議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（鳥居靖久君） 国のほうからは、この事業をこのように進めなさいといったいろいろな指導は来てございますので、そちらに向けて事務は進めておりますけれども、このいわゆる国費の補助を、事務費の補助、それから事業費の補助に対する国へのアクションというのはまだ起こしてはございません。
- 議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。
- 9番（足立初雄君） この事業でちょっと気になりますのは、プレミアム商品券のこの業務委託料、これが5,330万円というふうに計上されております。実際に必要な方に交付する金額3,500万円よりも多い。いわゆる餅より粉の方が高い状況の事業という形になっておりますよね。この5,330万円の使い道というものの積算、これは本当にこれだけ要るんでしょうか。どういう積算をされてこうなったんでしょうか。お答えできる範囲でお願いいたします。
- 議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。
- 産業振興課長（鳥居靖久君） この業務委託の内容でございますが、今、議員もおっしゃっていただいたように、今後は業者選定をしていくものですから、なかなかこの中身の詳細まではというところもございますが、大きく幾つかの、もう大きな分野に分かれてございます。大きなものといましては、まず、この購入引きかえ券の作成や、それから送付に係る業務とあわせてこの商品券の作成に係る業務と。これは本当に大きなものかなというふうに思っております。
- それから、もう一つにつきましては、今度は商品券を一般の方が実際に使っていただくお店のほうですね。お店の関係で使用可能店舗に係る業務ですね。こちらについては国のほうから幅広く使えるお店を選定しなさいといったような資料も出てございますので、こちらのお店については今後公募をして決めていきたいなというふうに思っておりますけれども、こちらに係る業務ですね。それから、そのほかといたしまして、ちょっと全般にかかわる部分ですけれども、先ほども一つ答弁をさせていただきましたけれども、この商品券の事業の専用のホームページに開設する費用だとか、それから実際には業者さんが受託をしていただきますと、この事業の対応のためのコールセンターですね、これは電話回線を想定しておりますけれども、コールセンターの開設、こういったものも住民サービスの一つとして考えてございますので、そこら辺にも少し予算が出てくるのかなというふうに思っております。
- それから、後は先ほど言われましたようなチラシだとかポスターだとか、それからお店のステッカーだとか、そういったものも返ってくるのかなというふうに思います。
- あとは、いわゆる何かをつくるということもなくて、手間の部分といたしまして、大きなもので換金業務、お店の方が最終的に金融機関に行ってお金にかえるといったような換金業務もございますので、そこについてもかなりのお金も少しかかるのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君。

○9番（足立初雄君） 大変、残業でやるというお忙しい中で、非常に多くの業務をこれからお願いをすることになると思いますけれども、なるだけ、この5,330万円がやすく上がるように努力をしていただくようお願いいたしまして質問を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 今、議員おっしゃったように効率的な事務に努めたいというふうに思ってます。国からは当然全部国費で賄いますよということですが、あわせて適正な執行に努めるようにという通知も出ておりますので、そこを心して事務に当たりたいというふうに思います。

○議長（稲吉照夫君） 9番、足立君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） このプレミアム付商品券につきましては、消費税増税10%への引き上げを前提にしているものでございます。

商品券は自治体が発行主体でありますし、また、先ほどから聞いておりますと、自治体に一定の事務量がかかってくる。なおかつもろもろ委託に関してのいろんなところへの作業等がかかってくるということからすると、実際このプレミアム商品券の恩恵にあずかるといいますか、そういうところにおきましては低所得者と子育て世帯、しかもゼロ歳児から2歳児、3歳未満児、また少し拡大するようでございますけれども、こうした利用できるところが限定をされるというのが2014年、いわゆる平成26年の消費税8%増税のプレミアム付商品券の事業と若干違うところかというふうに思うわけでありましてけれども、先ほどから聞いておりますと、大変利用するには使いづらいといいますか、手間がかなりかかるんだなというふうに感じました。それが、もう少し手間を省くことができないのかなということを感じるわけでありまして。とりわけ低所得者世帯、これは高齢者等が多いというふうに思うんですけれども、そうしたところにおきましては煩わしいところが、手順が煩わしいところがあるんじゃないかなというふうに思うんですが、その辺のところをどう簡素化していくかということは考えられないのかと思うわけでありましてけれども、この辺についてお聞きをしたいと思います。

それと、子育て世帯、国のほうで3歳未満児というふうに決めてありますが、なぜ、この子育て世帯を3歳未満児としたのかというふうに、この辺のところの説明が少しいただきたいなと思うわけでありまして。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） まず1点目の少し煩わしさがあるんじゃないかという部分でございますが、少し繰り返しの答弁になってしまうかもしれませんが、対象者におきます子育て世帯さんのほうにつきましては、町が把握して、そのまま直接購入引きかえ券を送付させていただくという形になりますので、そのままそれを持っていただいて金融機関に行っていただくという形になります。

ただ、低所得者のほうの方につきましては、こちらからそんな購入希望確認を込めま

して、申請をやっていただくという形になりますので、こちらについては一つアクションが起こるといってございまして、この部分が少し簡素化にならないかなという部分かなと思いますが、今は国のとりあえず指導に従って、ここはこの一つ手間ですけれども、これは省くことできないということでもありますので、こちらを予定どおりは進めていきたいなというふうに思っております。

それから2つ目の子育て世帯のほうですけれども、こちらは今、途中で議員がおっしゃっていただいたんですけども、いわゆる国からのいろんなQ&Aが本当に日々届くわけですが、その中で当初は、いわゆるこの3歳未満児ということで、先ほど言われました2016年4月2日から2019年の3月いっぱいまでの、いわゆる3歳未満児を対象といったものがここに来て、3歳半未満ということで2019年9月30日までに生まれたお子さんまでいいよという形になりましたので、そういった意味ではちょっと流動的ですけども、拡大をされてという部分ではありますが、今、国のほうからはこの3歳半未満のお子様は属する世帯の世帯主の方が対象だということでもありますので、それについて事務を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） ちょっと国のほうでこの3歳未満児という、この限定をする、子育て世帯を限定してきたということではございますので、幸田町が何ら、なぜこのようにしたかという答弁できるものではないとは重々わかるわけですが、しかしながら、この3歳未満児としたというのは、例えば、この消費税10%増税に伴って幼児教育、保育の無償化が行われるわけですが、これが保育料等は3歳未満児は、これは該当しないという、そういうところからこれが来たのかなという、いわゆる推測でしかないわけではありますけれども、そうしたことも含むのかなというようなことも考えられるわけではございます。

しかしながら、この商品券につきましては、やはり低所得者や子育て世帯にとっては、この十分メリットもあるかというふうに思うわけではございます。ですので、やはり、もう少し簡素化をしながら、そして使いやすい、そういう商品券にしていくべきだというふうに思うわけではございます。

そこでお聞きをするわけではございますが、この商品券はこれから店舗等も募集をかけるかというふうに思うんですが、前、2014年に行われたときには、例えば、大手のスーパー等は商工会に入らないと、これは使えないですよとか、そうした限定がございました。今回の場合はどのようになっているのか。幸田町内の店舗であれば、どこでも使えるのかと。そういうことについてはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 今回の事業におきまして、一般の方が使っていただく店舗に関するわけではございますが、まず、国のほうからは商品券の用途については幅広く認めていくべきだということではあります。それと、お店についても幅広く公募をして決定をなさいたいというような指導が来てございます。結論から申し上げますと、幸田町については、まずその使えるお店としては幸田町内に限定をした店舗と。幸田町内にある

店舗として選んでいきたいというふうに考えてございます。

今、例えばということで議員もいただいた大きなスーパーとかそういったことですが、先ほどの幅広く公募をして決めなさいといった中に、例えばさまざまな限定はつけてはいけないといったようなことも国からは指導をされております。例えば、地域小規模商店のみ使えるようだとか、それから、例えば商工会の加盟店のみ使えるよと、こういったものは全てNGですということではいただいておりますので、幅広く決めていきたいなというふうに思っています。

そうなる結果的に、いわゆる地域の小さな商店の方から大きないわゆる量販店までが含まれるのかなというふうに思います。ただ、こちらについてもお店のほうの手を上げていただいて、それで登録をしていただくという形になりますので、それもありますけれども、小さなお店から、いわゆる大きなお店まで全て入ってくるというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 幅広い店舗で使えるようにしていくということでございます。

それと、商品券の金種でございますけれども、やはり、金額が大きいと使いにくいということがございます。また、商品券におきましては、例えばおつりが出ないようなものもありますけれども、この商品券についてはおつりが出るような仕組みにしていくのか、それとも金種をさまざまな扱いやすい金種、例えば、500円単位とか1,000円単位とか、それぞれあるかというふうに思いますが、それはどのようにしていくのかということでございます。

先ほどの水野議員の質問でもありましたように、分割販売も可能にしていくということでございますので、そういうことを考えますと、やはり金種も例えば、細かい金種だけじゃなくて、やっぱりそれぞれ必要に応じた金種を設定していくという、こういう配慮も必要なのかなというふうに思いますが、その点については統一していくのか、それともさまざまな金種でいくのかお尋ねしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） 今、これ、金種についてのお問い合わせでございます。まず金額を今、町としてどのような予定をしておるかということでございますが、1枚500円、要するに500円を想定しております。現物といたしまして、こちらもちろん想定でございますが、図書券ほどの大きさのもので500円券を10枚で5,000円ということで一つの束にして、使用するときには1枚ずつ切り離して使っていただくようなイメージのものにすれば使いやすく使っていただけるのではないかなというふうに考えてございます。

当然、そこにいろんな情報を書き込むわけではございますが、一番気をつけないといけないのは注意事項として、今言われた、そのおつりの件でございますが、こちらについてはおつりは出ないということでもあります。こちらについても国のほうから、おつりを出さずということとはちょっと好ましくないのではないかなというような指導も来ておりますので、おつりは出ないといったことだとか、それから、あわせて少しづれるかもしれませんが、あわせて返品だとか、現金との交換だとか、こんなこともできませんよなんて

ことも注意事項で必要なのかな。あとは、再発行なんかもしませんといったようなことも注意事項に入れて、しっかり間違いないように使っていただきたいというふうに考えております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 高齢者にあつては比較的少額を毎日使うとか、そういうこともありますので、やはり、こうした配慮をしていただきながら使いやすい商品券にしていきたいことを最後にお尋ねをして終わりたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳥居靖久君） ありがとうございます。

事業を委託させていただくところから、最後、商品券を使っていただくところまで、かなりのいろいろな手続、それからアクションを起こすわけでございますが、所管となる産業振興課としては間違えないように一つ一つ丁寧に事務を進めて、気持ちよく、この商品券を使っていただけるように努めたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

以上で、第37号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結します。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よつて、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案3件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

始めに、第35号議案 幸田町税条例等の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第35号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第36号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第36号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第37号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第37号議案は、原案どおり可決されました。

ここで、お諮りします。議会の構成が決定いたしましたので、この後、本日出席を求めた理事者のほか、全ての部長、次長のもとで挨拶の場を設けたいと思います。

本日、出席を求めた理事者以外の部長、次長の入場を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 異議なしと認めます。よって、本日出席を求めた理事者以外の部長、次長の入場を許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時45分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

本日の臨時会において決定した議会構成については、お手元に配付した名簿のとおりであります。

それでは、僭越ながら私から順に御挨拶申し上げさせていただきます。

〔議長 稲吉照夫君 登壇〕

○議長（稲吉照夫君） 一言御挨拶申し上げます。

このたび、不肖私、議員の皆様の御推挙によりまして、議長の要職につくことになりました。まことに身に余る光栄でありまして、衷心より感謝するとともに、この重責を痛感いたしている次第でございます。

私はもとより浅学非才でありまして、その器ではありませんが、ここに皆様の御推薦を受けました上は一身を挺し、その御厚志に誠心誠意努力いたす覚悟でございます。議会運営につきましては、不偏不党、公正無私の立場を堅持いたす所存でございます。

何とぞ、皆様方の温かい御支援と御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

理事者との関係につきましては、我々議会として、いたずらに摩擦を起こさないものですが、同時に安易な妥協があってはならないと存じます。元号も平成から令和に変わり、秋には消費税率が10%に引き上げになるなど、時代は大きく変わっていく中、本町においても楽観はできない財政状況が続く中で、幸田町が抱えている問題、課題も多岐にわたり山積しております。これからの問題を一つずつ解決し、幸田町が今後とも維持可能な町として成り立たすとともに、開かれた議会の構築を目指し、町民の負託に応えなければならないと考えております。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。私の就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

〔議長 稲吉照夫君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、副議長を始め、各委員長の御挨拶を承ります。

まず、副議長兼議会広報特別委員長。

15番、丸山千代子君。

〔副議長 丸山千代子君 登壇〕

○副議長（丸山千代子君） 一言御挨拶申し上げます。

先ほどの選挙によりまして、副議長に選任いただきました丸山千代子でございます。

身に余る光栄と責任の重さに大変な思いをしているところでございます。

御指名をいただきました上は、皆様方の御支援、御指示、皆様方の御指導と御鞭撻を賜り、副議長としまして、議長を支え、議会の公正、円滑な運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、議会広報特別委員会委員長として、御推挙いただき、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、これからも幸田町発展のために一生懸命頑張る覚悟でございます。ぜひとも皆様方の御協力をいただきながら頑張ってまいりたいというふうに思っております。

これで、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

〔副議長 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、総務教育委員長。

9番、足立初雄君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） ただいまの選挙によりまして、総務教育委員会の委員長を選任していただきました足立でございます。何分にもいまだ未熟ではありますが、皆様の御指導、御鞭撻をいただきまして職務を全うしてまいりたいと思っております。全力で投球をして頑張るまいりますのでよろしくお願いをいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。（拍手）

〔9番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員長。

12番、水野千代子君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） 福祉産業建設委員会の委員長を推挙していただきました水野千代子と申します。大変身に余る光栄でございます。

今後は町民の福祉の向上、また、産業建設の関係など、調査、研究、また審議をしてまいりたいというふうに思っております。今後とも議員の皆様には大変お世話になりますが、ともどもに委員会として頑張っていきたい、そのように思っておりますので、どうぞ御指導をよろしくお願いを申し上げます。本日はありがとうございました。（拍手）

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、議会運営委員長。

13番、笹野康男君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

今回の初議会において、議会運営委員会委員長に選任されました笹野康男でございます。

ふなれでございますけれども、議員皆様の協力をお願いして、議会の運営がスムーズに行われますように頑張りたい、かように思っております。

さて、これからの議会のありようも再度自己研さんしながら、皆さんとともに町民の福祉と幸せのために目指してまいりたい、かように思っております。

今後とも皆様の御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思えます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。なお、議席議員名の標柱については、次の定例会までに変更させていただきますのでよろしくお願いいたします。

これにて、令和元年5月8日招集された第1回幸田町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時55分

○議長（稲吉照夫君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和元年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、早朝より御出席いただき、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案させていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝、お礼を申し上げます。

議会運営を司る今回の役員人事につきましては、先ほど、議長、稲吉輝夫様、副議長、丸山千代子様を中心に各委員会の正副委員長等、新しい体制となりました。心からお喜び申し上げます。監査委員として、杉浦あきら議員には今後の町行財政の執行に当たりまして、適正なる御教示を賜りますようお願いを申し上げます。

また、再来週からは各常任委員会の協議会をお願いしたいと考えております。6月には議会定例会も予定いたしております。議員各位におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、健康にはくれぐれも御留意をいただき、町政発展のため特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長時間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力をいただきまして、まことにありがとうございました。理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

ここで、連絡事項がございますので、連絡を申し上げます。

議会広報特別委員会が5月13日、月曜日、議会運営委員会が5月14日、火曜日、午前9時より開催されますので、委員の方はよろしく願いいたします。また、各委員会協議会が、順次、開催が予定されておりますのでよろしく願いいたします。

ここで1点、連絡を申し上げます。

この後、議会広報特別委員会の皆さんは打ち合わせがありますので、第1委員会室へお集まりください。3時10分ですね。10分後で、よろしく願いしたいと思います。以上です。御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

散会 午後 2時58分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

令和元年 5月 8日

議 長

議 員

議 員